

共同親権運動

7号

親どうしが別れても親子が親子であるために

2010年5月20日

日弁連、「単なるいやがらせ」のためのシンポ開催

5月15日（土）に日弁連（日本弁護士連合会）主催のシンポジウム、「離婚後の子どもの幸せのために～面会交流、養育費を中心として～」に参加してきた。子どもの最善の利益のために、「面会交流が行われていない問題」、「養育費が払われていない問題」をどのように解決していくか、共同親権の可能性は、という建設的で前向きな議論を期待して行ったのだが、その期待は見事に裏切られた。

今回のシンポジウムの題名は、「離婚後の子どもの幸せのために」であるはずだが、その議論の内容のほとんどは、1、「養育費を払ってない元配偶者に面会はさせられない」2、「DV加害者に面会を求められることは問題だ」という監護親の視点にのみ焦点が当てられていた。

面会交流と養育費をバーター取引の材料にしてはいけない、というのは世界の常識である。もちろん、その相関性があることは（払っていれば面会が実現される可能性が高い）たぶん事実であるが、問題なのは「養育費」「面会交流」をそれぞれが「実行しないことを自分の権利」のように扱ってしまい、揉めて子どもの視点を失うことだ。こんなことは、子どものいる離婚当事者は誰でもわかっていることであって、「じゃあどうするんだ」という建設的な解決策が出されるのかと思っていたのである。

しかし、日弁連、という日常的に離婚紛争を見ているはずの弁護士たちが主催しているはずのシンポジウムであるにもかかわらず、「会わせないにも理由がある」というエクスキューズを垂れ流す議論をしていたことには、あまりのレベルの低さにあきれてしまった。

「離婚するまで子どもとは会わさない」、「養育費を〇万円払わなければ面会させない」などといった卑劣な人質取引が現在でも横行しているが、この諸悪の原因は、日弁連であることがよくわかった。これが本当に、「離婚後の子どもの幸せ」のための議論なのだろうか。

特に「面会に消極的原因のひとつに、“単なるいやがらせ”というのもあるにはあるが、これもそうなる理由があるんですよね」という発言には、失望を通り越して呆れるほかなかった。発言者は弁護士だったのだが、「養育費を支払わない理由のひとつに、“単なるいやがらせ”というのもあるにはあるが、これもそうなる理由があるんですよね」と言っているのと同じだと自分で気づかないのだろうか？ いずれにしても、日弁連に共同親権など期待できるレベルではないことはよくわかった。

次回、同じようなシンポジウムを行うならば、「離婚後の子どもの幸せのために」というタイトルはカットし、「面会の前に養育費を請求する権利、およびDVだったら子どもに会わせなくともよい権利のために」というタイトルにすべきだろう。（安田隆夫）**日弁連は人質弁護問題に取り組め**

こんなことやります kネット自助の会、日時・5月22日13:30～16:00、場所・kネット事務所、進行・宗像充、参加費500円／討論会「共同養育で家族は超えられるか」、日時・7月11日13:00～16:00、場所（未定）、発言・天野誠一郎、遠藤良子、味沢道明、進行・宗像充、主催・kネット、親子の日の前に考えること「共同養育で私たちが実現したいもの」日時・7月24日、場所・早稲田大学（予定）、講師・後藤富士子（弁護士）「家裁はどうなる、家裁をどうする—単独親権と共同親権」ほか内容企画中、主催・共同養育を進める実行委員会



原則交流・共同養育 共同親権運動ネットワーク

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-4 コイトビル3F

電話 03-5909-7753 FAX 03-5909-7763 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店（普）3166777一般社団法人共同親権運動ネットワーク

●主張

選択的共同親権反対

早井真人

4月16日の衆議院法務委員会・離婚後の共同親権に関する質問について

(質問者:下村博文議員 答弁者:千葉法務大臣)

1 まず、ひとり親家庭の貧困率の問題ですが、下村議員は離婚後の親子関係の必要性を、経済的な問題を切り口として提起しています。端的には養育費ということですが、これに対する千葉法相の答弁は賛成という以上に積極的です。

貧困問題と関連づける下村議員の意図はわかるのですが、千葉法相の発言は、親子引き離しを容認する者たちの意向にそった答弁に終始しています。こうした方々の中には、相手と子どもを引き離したうえ、養育費をできるだけ取り上げるという人間として下劣な考えが見られます。

養育費の法的整備は必要ではありますが、同居できない親と子の包括的関係の中の一要素にしか過ぎません。又、養育費は子どもに対して受給するものであって、養育する親の小遣いではありません。あくまである程度養育を委託せざるを得ない状況だから、子どもに対して受給されたものを養育親が代行して使うだけです。この点から考えれば、その使用用途は負担した親に報告されるべきであり、こうした法整備も必要と考えます。

金さえあれば子どもが健全に育つわけではありません。親にしかできないことこそが重要でしょう。

2 次の質問では、下村議員が親子関係の切断事例を100万程度以上ではないかと推測しているが、正確な実態調査が必要でしょう。

又、切断されているのではなく、責任を放棄している親もいます。この点についてはJFC(ジャパン・フィリピーノ・チルドレン)の問題からも明らかです。こうした親たちにもいかに養育責任(金のことだけではありません)を自覚させるかということは、一つの大変なポイントでしょう。実態調査については早急な実施を期待します。

3 次は下村議員が諸外国の法制度やその沿革に

ついて触れていますが、実は米国では元々離婚後親権を単独に限る制度はありませんでした。実際の運用が単独監護になっていたというだけです。独は単独とすることが規定されていましたが、既に違憲判決により原則共同親権(共同親の配慮)へと移行しています。日本民法は独・仏民法を参考に作られていますが、両国ともに既に共同親権へ移行している現在、日本だけが離婚後の親権を単独に限ることは全く合理性がありません。にもかかわらず法務省は単独親権制度に合理性があると言って憚りませんが、法は社会環境の変化に即応しなければならないことが理解できていないとしか言えません。

4 次に下村議員は民法第766条に面会交流権を確立することを問っています。千葉法相もこの点には異論がないようで、今国会に法案を提出すると明言しています。

問題はここから先で、千葉法相は共同親権を否定はしないとしながらも積極的ではありません。さらに離婚により片方の親から親権を剥奪するとの人権侵害性については口をつぐんでいます。

現在のような親子交流の困難さを招いているのは、まさにこの点にあり、共同親権が必要ということではなく、離婚時に片方の親から親権=事実上親であることを剥奪することをやめなければならないという点にあります。共同親権は単なるその結果に過ぎません。

このような方向に進んでしまっては、共同親権の導入がストップする恐れがあります。千葉法相は現在の法制度を生かすと言っていますが、現在の法制度など生かしてはいけません。親権を単独にする法律を残させてはいけません。

以上から、選択的共同親権にも賛成はできません。

又、法相はビジテーションセンター、ペアレンティングプランナーの必要性について言及していますが、これも悪用は可能で、親子引き離しを生業としているような機関にこうした機能を付与すれば、金儲けのため必要もないのに監視付き面会が常態化したり、さらに人質取引が横行する可能性もあります。ちなみに外国ではビジテーションセンターは、別居夫婦間に争いがあって一方が児童虐待等の危険性を主張した時、真偽を調べるまでの一時的処置として利用されることが多いのです。その時間も監視付きながら1カ月に1回などではなく、週1~3回ぐらいが普通です。

「会わせるか会わせないか」

私は小学生の頃から男に生まれてきたら良かったと思っていた。男だったらこんなことで我慢しなくていいとか、男だったらもっと好きなことができるとか。女でいることの理不尽さに腹立たしく思うことが多かった。男と対等でありたかった。力では負けるというのを知ったのも早かった。女対男で喧嘩をしたら負ける。力では勝てない。

家中でも男と女は差があった。同じ職業の両親だったが、家の中では女は家事をこなし男は何もしない。そんな家庭で育った。なぜ?と思いつながら育ったせいもあるだろうが、男と女は平等という言葉にあこがれた。

大人になっても必ずしも男と女は平等ではない現実に直面する。職場でお茶を入れるのは女だったりする。これをやっておいてと平気で言う男の人に「自分でできることは自分でやりましょう」と意見した女性がいた。結局口げんかになってまわりも巻き込んで騒ぎになったこともあった。いくら男女平等と国が言っても意識が違うと感じた。

DVを受けたことがある。最初の結婚相手がそうだった。殴られて顔が倍に腫れあがった。でも、もうしないからと病院に連れて行ってくれてまたいっしょに暮らした。暴力はそれでも止まらなかつた。でもその度に謝ってやさしくされてまたやり直した。最後には、相手は泣きながらもう絶対に殴らないからと約束した。でもそうではなかった。別れるのは大変だった。最後に弁護士を頼んで離婚届けを出すことができた。

次の結婚は、最初に暴力をふるう人はいやだからときちんと約束をしたつもりだった。でも違った。今度は言葉の暴力だった。わたしのやることは全てだめらしい。どんどん自分に自信が持てなくなり精神科にも通つた。ぼろぼろの状態で友人に相談し、弁護士に頼つた。その後、やっと子どもと家を出て調停、その中で子どもを連れ去られた。子どもと2人で生活できたのは7ヶ月足らず。お金はなかつたが幸せな日々だった。

私がもし今のように知識を持っていたら、あの時DV加害者だからという理由で子どもと父親を引き離していただろうか? 答えは「NO」である。あの時も弁護士から「会わせるか会わせないかはあなたが決めなさい」と言われたのである。ただし、離婚が決まってからにしただろうけど。(植野 史)

「裁判離婚と面会交流」◆交流支援の現場から

kネットで定期的に相談を受けるようになつて、さまざまな当事者がやってきた。もちろん、子どもを連れ去られた親が大部分なのだけれど、最近は、「共同親権になるまで離婚しないほうがいいんでしょうか」と聞かれることがある。「そうですね、親権がなくなれば子どもと会える保障はないですね」と、すでに会えなくなつている親権者に答える。

離婚の自由を妨げる発言かもしれない。

日弁連のシンポジウムに出席すれば、なんでも、現場をよく知つてゐる弁護士さんが、「引き離された親の心情としては、欲求充足のための子どもとの面会ではないかと『思える』、『より戻すために子どもに会いたがつていると『思う』」と発言していた。

こういつた発言は想像に基づくものであるという点で、現場の人気が陥りやすい妄想だが、もちろん、そういうこともあるだろう。しかし、「だから何なんでしょうか」親が子どもに会いたいという欲求を持つことは特別のことではないだろう。より戻したがつているかどうかはわからないけれど、別れに切り出した方、切り出された方という違いはあるだろうし、切り出された方が関係修復の可能性がないか考えることに、第三者がとやかく言うこともない。もちろん、行為自体が相手にどう見られるかということの指摘はするにしても。

互いの感情が子どもの問題と切り離せないことによつて、問題は長期化するし、その間、調停が何度も繰り返され、親権を決めないといけないということになる。裁判所や弁護士の都合以外は、「そうなつているから」というよりも、合理的な説明もできはしない。子どもの成長に引き続き関わつていけるという保障があれば、こういつた感情の処理は、家裁にわざわざ持ち込み、法律家たちの「飯の種」にされる機会も減るだろう。

(宗像 充)

